JIE

Journal of Inclusive Education
Printed 2021.0830 Online ISSN: 2189-9185
Published by Asian Society of Human Services

August
2021
10

WA
[Lively and Flexible]

Asian Society of Human Services

DOI: doi.org/10.20744/incleedu.10.0_53
Journal of Inclusive Education, VOL.10 53-59

SHORT PAPER

教育学部に在籍する学生における合理的配慮に対する意識の現状

Current Status of Awareness of Reasonable Accommodation among Students of the Faculty of Education

甲斐　日奈子 [1)],　權　偕珍 [2)] *
Hinako KAI　Haejin KWON

1)　宮崎県立延岡しろやま支援学校
Miyazaki Prefecture Nobeoka Shiroyama School Challenged

2)　琉球大学教育学部
Faculty of Education, University of the Ryukyus

＜Key-words＞
合理的配慮,　教育学部,　意識
reasonable accommodation　faculty of education　awareness

*責任著者：kwon@edu.u-ryukyu.ac.jp（權　偕珍）

Journal of Inclusive Education, 2021, 10:53-59. © 2021 Asian Society of Human Services

ABSTRACT

障害のある子どもが十分に教育を受けられるために、教育現場において障害を理由とする差別の禁止、合理的配慮の提供が求められている。都築・小田・青柳・岩田・相羽・吉田（2015）は、学級に在籍する特別なニーズを必要とする子どもへの適切な合理的配慮や指導はすべての教員が身につけるべき事項であり、教員養成段階で習得しておくことが望ましいと報告している。しかし、教員を対象とする合理的配慮に関する意識調査の研究は行われているが、将来、教員を志望する学生を対象とした合理的配慮に関する意識調査は見当たらない。

そこで、本研究では、教員養成段階での合理的配慮に対する意識の現状を明らかにするため、Ａ大学、Ｂ大学の教育学部に在籍する学生を対象とし、質問紙調査を実施した。その結果、全体的に合理的配慮に対する意識が高いことが明らかになったが、公平性に関する質問項目において合理的配慮における認識の違いが見られた。今後、合理的配慮における公平性の概念について深く理解していくことが望ましいと考えられる。

Received
1 June, 2021

Revised
15 July, 2021

Accepted
17 July, 2021

Published
30 August, 2021

DOI: doi.org/10.20744/incleedu.10.0_53
Journal of Inclusive Education, VOL.10 53-59

Ⅰ．問題と目的

2006 年国際連合で「障害者の権利に関する条約（以下、条約）」が採択された。この条約は、障害に基づくあらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む）を禁止している。日本は 2007 年に条約に署名し、条約の締結に先立ち、2011 年、障害者基本法の改正、2012 年、障害者総合支援法の成立、2013 年、障害者差別解消法の成立及び障害者雇用促進法の改正等の国内法の整備後、2014 年に条約の批准を行った。これらの法整備に基づいて、2012 年 7 月の中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」では、インクルーシブ教育の構築にあたり、特別支援教育の推進とともに、障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備という項目を設け、教育現場でも障害を理由とする差別の禁止、合理的配慮の提供が求められることを示した。

このように学校における合理的配慮の提供や基礎的環境整備の必要性が提唱され、教育現場では合理的配慮の提供にあたり様々な取り組みが行われているが、合理的配慮の正しい理解と、通常学校での合理的配慮等、課題も指摘されている。池田ら（2021）は、学校現場において、合理的配慮と基礎的環境整備の正しい理解を広げ、各学校が取り組むべき視点を明確にし、可視化していくことが求められていると指摘している。清水（2016）は、日本では「合理的配慮」が特別支援教育分野の話題として論議されているが、通常学校にこそ、「合理的配慮」の提供を必要としている「障害児を含む特別なニーズ児」が在籍しており、通常教育が直面している課題であることを指摘している。

文部科学省（2019）の「日本の特別支援教育の状況について」によると、2017 年の小・中学校の特別支援学級の在籍者並びに通級による指導を受けている幼児児童生徒の総数は約 34 万人となっており、2007 年と比べるとそれぞれ 2 倍増加傾向にある。以上のことを踏まえると、特別支援教育の知識や、合理的配慮の提供について、特別支援学校の教員だけでなく、小学校・中学校の教員にもその理解が求められているといえる。大西（2018）は、学校において特別支援教育を行うことはもはや、特別ではなく、どの学校においても全教職員がそれを共通理解したうえで日々の指導を進めていくことが求められると述べている。また、都築・小田ら（2015）は、学級に在籍する特別なニーズを必要とする子どもへの適切な合理的配慮や指導はすべての教員が身につけるべき事項であり、教員養成段階で習得しておくことが望ましいと報告している。

どの学校においても合理的配慮の提供が求められ、教員養成段階で適切な合理的配慮についての知識を身につける必要がある。しかし、これまでの先行研究を分析すると、教員を対象とする合理的配慮に関する意識調査の研究は行われている [6]が、教員を志望する学生を対象とする合理的配慮に関する意識調査は見当たらない。そこで本研究では、合理的配慮に対する意識向上を目指し、教育学部の学生を対象に合理的配慮の意識について調査を行い、教員養成段階における合理的配慮に対する現状や課題を明らかにする。

Ⅱ．研究方法

1. 調査対象者・調査手続き

本調査は、A大学とB大学の教育学部に在籍している学生にWEBで質問紙を依頼した。質問紙の実施期間は、2020年10月16日～11月4日に実施した。200名から回答を得ることができた。倫理的配慮については、本調査で得られたデータは本研究以外に用いないこと、本研究で得られたデータは慎重に管理し、学術的に公表する場合は、調査対象者の個人情報を第三者に特定されないように配慮することや本研究に基づく知的財産は、本調査者に帰属することを調査対象者に伝えた。

2. 調査内容

本調査で使用した質問紙は、合理的配慮に関する意識の把握についてのものである。参考にした資料は、高石ら（2017）の発達障害及び発達障害の傾向のある学生への支援の現状と合理的配慮に関する教員の意識に関する質問紙である。この質問紙は、大学の教員に向けて作成されているため、本調査では、教育学部学生の実態に即して一部修正を加えている。

（1）基本属性について（問1～問6）

（2）実際に提供されている合理的配慮への意識について5件法で回答を求めた。（問7）

（3）合理的配慮の概念の意識について4件法で回答を求め、それぞれの質問項目においての自分の考えを自由記述式で回答を求めた。（問8）

Ⅲ．結果

1. 回答者の属性

A大学、B大学の教育学部に在籍する1年生から4年生、計200名から回答が得られた。

所属先は、「中学校教育」と回答した学生は71名で全体の35%と最も高い割合を示した。その他は、「教職実践」「子ども開発」等、それぞれの大学の特性に応じて設けられている専修である。障害のある人に関わった経験の有無については、回答者のうち、「あり」と回答した学生は186名、「なし」と回答した学生は14名であった。また、大学入学後、特別支援教育に関する授業の経験の有無について質問したところ、「あり」と回答した学生は181名で全体の90.5%、「なし」と回答した学生は19名で全体の9.5%であった。特別支援教育に関する授業の個数については、「2個（必須授業以外の授業の受講）」以上、受講しているが59.7%であった。

表 1　調査対象者の実態

所属	人数 (名)	割合 (%)
小学校教育	47	23.5
中学校教育	71	35.5
特別支援教育	49	24.5
その他	33	16.5
計	200	100
障害のある人に関わった経験の有無		
あり	186	93
なし	14	7
計	200	100
大学入学後、特別支援教育に関する授業を受講した経験の有無		
あり	181	90.5
なし	19	9.5
計	200	100
特別支援教育に関する授業の受講個数		
1 個	73	40.3
2 個	40	22.1
3 個	15	8.3
4 個以上	53	29.3
計	181	100

2. 教育学部生の合理的配慮に関する意識

問 7 は〈相談を受け情報を共有する〉の領域の下位質問①～③、〈相談機関についての情報提供や案内〉の領域の下位質問④～⑥、〈個別の配慮〉の領域の下位質問⑦～⑮で構成されている。質問項目に対して、「5. 自分はこのような配慮について必要だと思う」「4. 自分はこのような配慮についてどちらかといえば必要だと思う」「3. 自分はこのような配慮についてどちらともいえない」「2. 自分はこのような配慮についてどちらかといえば不必要だと思う」「1. 自分はこのような配慮について不必要だと思う」のいずれかを選択するように求めた。「5. 必要だと思う」「4. どちらかといえば必要だと思う」を合わせて回答を分析した結果、回答の割合が 90%を上回った質問項目は、①「入学前に当該児童・生徒や保護者から相談を受け、提供可能な支援について説明する」、②「出身幼稚園や小学校から連絡を受け、現在までの状況やこれまでの支援体制について情報を共有する」、③「当該児童・生徒との定期的な面談を行う」、⑥「教員が保健室の教員と連絡を取り、支援策を相談する。」、⑭「学校外での体験活動において予想される困難さやその際の対処について、体験活動前に当該児童・生徒と個別に話し合う」、⑮「学校外での体験活動等において、当該児童・生徒が希望すれば、体験先に当該児童・生徒の特性を説明し配慮を依頼する」であった。60%を下回った質問項目は、⑧「課題の提出期限の延長を認める」、⑩「試験時間の延長を認める」であった。

DOI: doi.org/10.20744/incleedu.10.0_53
Journal of Inclusive Education, VOL.10 53-59

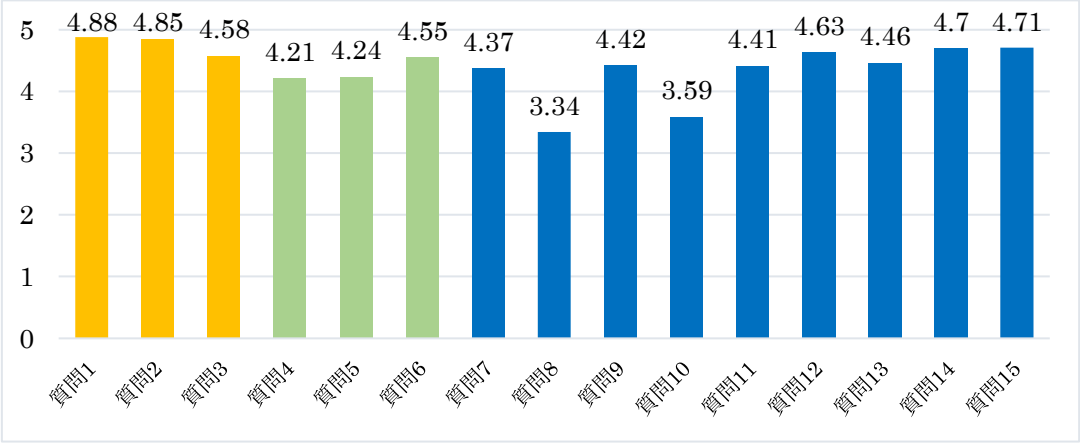

図１　教育学部生の合理的配慮に関する意識

3. 合理的配慮を行う上で検討すべき事項

問 8 では、「合理的配慮を行う上で検討すべき事項」について 4 つの問を設け、選択肢による回答と自由記述式による回答を求めた。

（A）医学的な診断の有無と個別的配慮について、「④困っていれば配慮可能」と回答した学生の割合が全体の 67%と最も高かった。自由記述では、「医学的判断だけを判断材料にせず、障害の有無にかかわらず、児童生徒の困り感に対して支援を行うべきである。」「困っていることに変わりはないので、必ず診断を受けた証明を出す必要はないと思う。」「医学的診断がなくても、本人や周りの人からのニーズがあり、支援が必要だと感じたら配慮すべき。」といった記述が多かった。しかし、記述の中には「医学的診断があれば、教師側、学校側も該当生徒に対し、どのような支援を行っていくか考えやすくなり、支援の見通しも立てやすくなる。また、他の生徒に、説明しやすくなる。」「医学的な視点から子どもに必要な支援について考慮することで、カウンセラー等の視点のみから考慮した場合に比べ、より柔軟性が増すと考える。この診断はあくまで子どもへの最適な支援のための必要性であり、支援の有無に対する根拠とは異なると考える。」といった記述もあり、合理的配慮の提供にあたっての周囲への説明や適切な支援を提供するために必要である等の記述もあった。

（B）自身の教育理念や教育目標と合理的配慮との兼ね合いについて、「③特性に見合った配慮」と回答した学生の割合が全体の 73%と最も高かった。自由記述では、「配慮をしつつ、一人一人の個性を活かしながら目標達成に向かって皆で協力し合って活動していくことが大切だとも思う。」「教育理念や目標がないと、教育や指導がぶれてしまうため、教育理念や目標は必要だと思う。その中で、本人に合った目標をたて、本人に合った方法で学習していくために、配慮が必要だと考える。」といった教育理念・教育目標をベースに特性に見合った配慮必要であると記述が挙げられた。

（C）他の児童・生徒との公平性について、「③配慮が公平性につながる」と回答した学生の割合が全体の 58%と最も高かった。自由記述では、「個別に配慮をすることで公平性が保たれるため、その子に応じた配慮をすることは必要である。一方で、そのことによって他の子どもが不公平を感じないよう、適切な説明を行うことが大切だと思う。」「児童生徒の公平性についての理解度によって対応は変わってくると思う。みんなが同じもの（こと）を与え

られる公平さと、みんなが同じもの（こと）をできる公平さの違いは頭では理解できても納得することが難しい人は少なくないと思った。」「そのクラスのみんなに本当の公平性の意味を共有して、その意味をみんなが理解していたら、問題は起きないと思う。」「公平性はいじめに繋がりかねない。」といった記述の回答が多かったが、一方で、「できるだけ皆、同じ事をさせるように、配慮しつつも、公平になるようにする」「なるべく公平性を害するような配慮は行わないようにすべきだと考える。」等の記述もあった。

（D）合理的配慮の提供にあたっての教員の労力について、「③余裕乏しいが可能な限り配慮」と回答した学生が全体の 76.5%と最も高かった。自由記述では、「配慮を行うことで、授業がスムーズに進むこともあると思うため、できる限り配慮すべきだと思う。」「配慮をするためには労力が必要になるが、当該学級担任が一人で行おうとせずに、学校全体で協力して配慮を提供することが大切だと思う。」といった記述の回答が挙げられた。

Ⅳ．考察

教育学部生の合理的配慮に関する意識の質問(問 7①～⑮)における全体の回答平均は、4.4 であることや、合理的配慮を行う上で検討すべき事項についても、（C）他の児童・生徒との公平性について問う質問以外は、約 7 割の回答を得られたことから、全体的に合理的配慮に対する意識が高いことが明らかになった。これは、障害のある者と関わったことがある人や、特別支援教育に関する授業を受けた経験がある人が 9 割を超えていること、特別支援教育に関する授業個数についても、6 割が必須授業以外の授業も選択して受講しているためだと考えられる。渡邊ら（2020）は直接経験（同席機会・直接コミュニケーション）及び資料視聴や授業等経験がほとんどない状態の場合には、相手の性格や心理的距離といった対人態度がネガティブになることを報告している。このことから、合理的配慮の意識を向上させるにあたって、障害児・者と関わった経験や知識が影響を及ぼしたと考えられる。

合理的配慮の意識について全体的に高い結果であったが、問 7 の⑧と⑩の「課題提出や試験時間の延期に関する質問」においては、⑧の回答平均が 3.34、⑩の回答平均が 3.58 であり、他の質問の回答平均と比べ数値として低い結果となった。また、合理的配慮を行ううえで検討すべき事項の中の（C）の質問で、32.5%の学生は、「他の児童・生徒にとって極端な不公平にならない範囲で配慮のみを行う」と回答しており、学級の児童・生徒の平等の観点から合理的配慮を検討していると考えられる。

障害者の権利に関する条約の「第二条　定義」においては、『「合理的配慮」とは、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」』と定義されている。都築（2020）は、この障害者の権利に関する条約が、「合理的配慮」と「過度な負担」とのバランスを求めており、結果の平等ではなく、機会の平等を実質的に保障するための手段として位置づけられていると報告している。「結果の平等」は、すべての人に同じものを与えるという平等を意味し、「機会の平等」とは、すべての人が同じことができるように個別に応じた機会を与える公平を意味している。

実際に提供した合理的配慮に関する成果報告書を見ると、通常学級に在籍する学習障害の診断がある生徒に対して、課題の量の調整や、試験時の問題文の読み上げ、ルビ打ち、試験

時間の延長を行っている事例があった。また、診断は出ていなくても、通常の学級に在籍する発達障害の可能性がある生徒に対して、個別に夏休みの課題の量を調整したり、学習支援を行ったりしている事例もあった。実際に求められる可能性がある合理的配慮に対して数値として低い結果がみられたため、合理的配慮の概念の理解だけではなく、実践例なども踏まえ、知識として身につけ、合理的配慮をより深く理解することが望ましいと考えられる。

通常学校の特別支援学級の在籍者並びに通級による指導を受けている幼児児童生徒が増えているため、通常の学校の学級担任でも特別な支援を求められることがあり、合理的配慮を行う必要があると考えられる。合理的配慮を提供する際に、提供する教員側が合理的配慮について深く理解し、合理的配慮における公平さを認識したうえで合理的配慮を行うことが望ましいと考えられる。そのためには、教員養成段階で合理的配慮における概念や認識についての理解を深め、知識を身につけ、実際に教員になった際にその知識に基づいた合理的配慮を提供する必要がある。

文献

1) 池田和馬・藤井慶博（2021）学校におけるインクルーシブ教育システム構築の検討―合理的配慮と基礎的環境整備の充実に向けた取組を通して―. 秋田大学教育文化学部研究紀要教育科学部門,76,1-8.
2) 清水貞夫・西村修一（2016）「合理的配慮」とは何か？−通常教育と特別支援教育の課題. クリエイツかもがわ,2-9.
3) 文部科学省（2019）「日本の特別支援教育の状況について」.
4) 大西孝志（2018）新学習指導要領と特別支援教育―すべての学校における特別支援教育の推進―.教育・教職センター特別支援教育研究年報,10(3),83-91
5) 都築繁幸・小田侯朗・青柳まゆみ・岩田吉生・相羽大輔・吉田優英（2015）教員養成系大学における障害の理解 ・啓発及び体験学習の実践.障害者教育・福祉学研究,11,107-119.
6) 高石恭子・青柳寛之・福留留美（2017）発達障害及び発達障害の傾向がある学生への支援の現状と合理的配慮に関する教員の意識についての研究―甲南大学専任教員・非常勤講師へのアンケート調査から―.甲南大学学生相談室紀要,24,24-45.
7) 渡邊康男・山谷幸司・荒井龍弥・金井里弥（2020）教職をめざす学生における障害理解の実態と課題.仙台大学紀要,52(1),1-11.
8) 都築繁幸（2020）障害者権利条約の合理的配慮と社会正義に関する考察.Bulletin of Univ. of Education.69(Educational Sciences),193-201.
9) 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所,インクルーシブ教育システム構築支援データベース、http://inclusive.nise.go.jp/?page_id=15(令和 3 年 7 月 24 日).
10) 文部科学省（2012）共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）. https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1321669.htm（令和２年 12 月 14 日）.
11) 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課（2012）通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について.
12) 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課（2017）通級による指導の現状.

Journal of Inclusive Education

EDITORIAL BOARD

EDITOR-IN-CHIEF

Changwan HAN
Shimonoseki City University

EXECTIVE EDITORS

Aiko KOHARA
Shimonoseki City University

Atsushi TANAKA
Sapporo Gakuin University

Chaeyoon CHO
Shimonoseki City University

Eonji KIM
Miyagi Gakuin Women's University

Haejin KWON
University of the Ryukyus

Hideyuki OKUZUMI
Tokyo Gakugei University

Ikuno MATSUDA
Soongsil University

Kazuhito NOGUCHI
Tohoku University

Keita SUZUKI
Kochi University

Kenji WATANABE
Kio University

Kohei MORI
Mie University

Liting CHEN
Mejiro University

Mari UMEDA
Miyagi Gakuin Women's University

Mika KATAOKA
Kagoshima University

Nagako KASHIKI
Ehime University

Naotaka WATANABE
Shimonoseki City University

Shogo HIRATA
Ibaraki Christian University

Takahito MASUDA
Hirosaki University

Takashi NAKAMURA
University of Teacher Education Fukuoka

Takeshi YASHIMA
Joetsu University of Education

Tomio HOSOBUCHI
Saitama University

Yoshifumi IKEDA
Joetsu University of Education

EDITORIAL STAFF
EDITORIAL ASSISTANTS

Haruna TERUYA University of the Ryukyus

Natsuki YANO University of the Ryukyus

as of April 1, 2021

Journal of Inclusive Education
Vol.10 August 2021

© 2021 Asian Society of Human Services

Presidents | KOHZUKI Masahiro & LEE, Sun Woo

Publisher | Asian Society of Human Services
1 Floor Ohara Bill, 2-11-5, Takezaki-Town, Shimonoseki-City, Yamaguchi-Prefecture, 750-0025, Japan
E-mail: ashs201091@gmail.com

Production | Asian Society of Human Services Press
1 Floor Ohara Bill, 2-11-5, Takezaki-Town, Shimonoseki-City, Yamaguchi-Prefecture, 750-0025, Japan
E-mail: ashs201091@gmail.com

Journal of Inclusive Education
Vol.10 August 2021

CONTENTS

Original Articles

Research of Education for Disaster Relief Nurses; Promotion of the Disaster Nursing Education from the Experience of Disaster Dispatch
Kazue NONAKA, et al. 1

A Survey of Learning Environment for University Students with Visual Impairments in Viet Nam
Manabi MIYAGI, et al. 17

Development of the Employability based on Student Learning Outcome (ESLO)-1; Verification of Content Validity and Verification of Reliability
Changwan HAN, et al. 29

Short Papers

Questionnaire Survey on COVID-19 measures at After-School Day Service Centers
Toru SUZUKI, et al. 43

Current Status of Awareness of Reasonable Accommodation among Students of the Faculty of Education
Hinako KAI, et al. 53

Consideration of Constructs for the Spatial Concept for Infant's
Aiko KOHARA, et al. 60

Activity Report

Educational Practice on Counting for Early Childhood; Based on the Perspective of Number Concepts of the CRAYON BOOK
Naomi OKADA, et al. 70

Published by
Asian Society of Human Services
Yamaguchi, Japan